

[事案 2021-156] 手術給付金支払請求

・令和 4 年 1 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

放射線治療の手術給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乳がんで入院し乳腺悪性腫瘍手術を受け、退院後、放射線照射治療を受けたため、平成 24 年 9 月に契約した終身保険の疾病傷害入院特約にもとづき給付金を請求したところ、入院と手術については支払われたものの、放射線治療については、手術給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、放射線治療についても手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 申込時の約款には、入院中の手術でなければ給付金の支払対象とならないという記載はない。
- (2) 申込時に受領した説明書面には、「以下の種類の手術は 1 つの病気または 1 つの不慮の事故による入院につき 1 回の支払いを限度とする」との記載があることから、1 つの病気またはけが等で入院を経験していれば、退院後に手術、治療を受けても 1 回は支払いが行われると理解できる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約締結以降、手術給付金の支払事由は変更していない。
- (2) 特約約款において、手術給付金の支払事由は「被保険者が、入院給付金の支払事由に該当する入院中に次のすべてを満たす手術を受けたとき」と定めており、申立人は放射線治療を入院中に受けていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、放射線治療の手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。